

# 知夫小中学校いじめ防止基本方針(ダイジェスト版)

知夫小中学校

## 1. いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童・生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

## 2. 知夫小中学校重点目標

**早期発見のために、日頃から積極的に児童・生徒とふれ合い、  
変化を感じた際には、些細なことでも共有する。**

## 3. いじめ予防の取り組み

- ①校内体制の取り組み(「いじめ防止基本方針」に基づいた取り組み、あいさつ週間の実施等)
- ②授業改善の取り組み(分かる授業、教え合い、学び合う学習集団作り、学習規律の定着、学校図書館活用)
- ③いじめに関する学習の取り組み(道徳の授業、人権集会)
- ④集団づくりの取り組み(学級目標達成、児童生徒会の取り組み、認め合う活動等)
- ⑤ネット問題への取り組み(使用ルールづくりなど家庭への啓発)
- ⑥保護者への取り組み(校報、生活習慣づくり、こまめな保護者連絡等)

## 4. 早期発見・早期対応の取り組み

◎児童・生徒理解と情報交換→アンテナを高く持つ

- ①全教職員での情報共有
- ②教育相談の実施
- ③アンケートQUの実施

## 5. いじめへの対応

- ①いじめられた児童・生徒への対応(保護者との連携)
- ②いじめた児童・生徒への支援と指導(保護者との連携)
- ③学級や学年など、周囲の児童・生徒への支援と指導
- ④スクールカウンセラーや警察などとの連携

## 6. 重大事態への対応

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の商品を奪い取られた場合
- ・児童・生徒が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・保護者から重大事態の訴えがあった場合

→村教育委員会に報告すると共に、村教育委員会と連携して対応する。